

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 号  
2 0 1 5 年 8 月 1 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 松井組合員に対する「訓告」処分に関する団体交渉開催の申し入れ

6月22日、(株)関西新幹線サービックは、新大阪第二事業所へ出向している松井組合員に対して「訓告」処分を通知した。

組合は、2015年7月10日、訓告処分に関して申し入れを行った。

さらに出向会社より処分が発せられた場合、現在もその処理方法がはっきりしていない。よって早急に団体交渉を開催することを申し入れる。

### 記

1. 松井組合員への「訓告」処分を撤回すること。
2. 出向会社で発生した問題の解決については、会社が責任持って労働組合と協議すること。

以上